

令和3年度進行管理・評価シート
添田町 歴史的風致維持向上計画(平成26年6月23日認定)
(最終変更 令和4年2月25日)

□進捗評価シート(様式1)

①組織体制(様式1-1)

1. 法定協議会及び支援連携体制について ----- 1

②重点区域における良好な景観を形成する施策(様式1-2)

1. 景観法に基づく景観行政団体への移行・景観計画の策定 ----- 2

③歴史的風致維持向上施設の整備及び管理に関する事項(様式1-3)

1. 英彦山神宮参道保存整備事業・
英彦山神宮参道修景整備事業 ----- 3
2. 中島家住宅保存修理事業 ----- 4
3. 中島家住宅活用整備事業(添田本町等地区憩い広場整備事業) ----- 5
4. 中村家住宅保存活用整備事業 ----- 6
5. 英彦山区域歴史的風致形成建造物修理事業・
添田本町等区域歴史的風致形成建造物修理事業 ----- 7
6. 公共施設修景整備事業 ----- 8
7. 案内板等整備事業 ----- 9
8. 普及啓発イベント事業 ----- 10
9. 歴史的古文書保存活用事業 ----- 11
10. 民俗芸能文化財等伝承支援事業・まちづくり団体育成支援事業・
まちづくり団体設立支援事業 ----- 12
11. 児童・生徒に対する意識向上推進事業 ----- 13

④文化財の保存又は活用に関する事項(様式1-4)

1. 民間団体への助成・支援 ----- 14
2. 民間団体と連携・協力した取組 ----- 15

⑤効果・影響等に関する報道(様式1-5)

1. 町広報「歴まちコラム」他 町内歴史文化に関する報道 ----- 16

⑥その他(効果等)(様式1-6)

1. 「添田町歴史的風致維持向上計画」掲載事業の進捗状況 ----- 17

□法定協議会等におけるコメントシート(様式2) ----- 18

評価軸①-1
組織体制

	評価対象年度	令和3年度
項 目	現在の状況	
法定協議会及び支援連携体制について	<input type="checkbox"/> 実施済 <input checked="" type="checkbox"/> 実施中 <input type="checkbox"/> 未着手	

計画に記載している内容

本計画の推進、実施にあたっては、計画策定時同様にまちづくり課文化財係が事務局を担い、歴史まちづくり法第11条に基づく添田町歴史的風致維持向上計画推進協議会において計画推進や計画変更、円滑な事業の実施に向けた協議を行い、事業を推進することを基本とする。
 計画の推進や事業の実施に際しては、国や福岡県の指導を仰ぎながら、庁内の関係各課との連絡調整を行いつつ、事業対象となる文化財の所有者や周辺住民等と協議の上、一体となって事業を推進する。

定性的・定量的評価

年度間を通じた県下におけるコロナウィルス感染状況を鑑み、令和3年度においては、法定協議会である『添田町歴史的風致維持向上計画推進協議会』については、2回とも書面決議により指導・助言を仰いだ。
 なお、前任委員の辞任等に伴い新任委員を選任するとともに、報告を行った。

進捗状況	実施・検討にあたっての課題と対応方針
<input checked="" type="checkbox"/> 計画どおり進捗している <input type="checkbox"/> 計画どおり進捗していない	

状況を示す写真や資料等

法定協議会『添田町歴史的風致維持向上計画推進協議会』の開催状況

書面決議の議案送付日	審議内容
令和3年5月7日	(1).【報告】添田町歴史的風致維持向上計画の軽微な変更について (2).【協議】令和2年度 事業実施状況について (実施事業の進行管理・評価シート) (3).【協議】令和3年度 歴史・文化財関連の事業計画について
令和4年2月15日	(1).【報告】添田町歴史的風致維持向上計画の軽微な変更について (2).【協議】令和3年度 事業実施状況について (実施事業の進行管理・評価シート) (4).【協議】「第2期 添田町歴史的風致維持向上計画」及び「添田町景観計画(仮称)の策定に向けて (5).【協議】令和4年度「添田町歴史的風致維持向上計画」関連事業、文化財関連事業の事業計画

添田町歴史的風致維持向上計画推進協議会委員の変更内容

前任委員			新任(変更箇所のみ表記)		
氏名	所属	分野	氏名	所属	分野
長野 覺	元駒澤大学 教授 英彦山調査指導委員 日本山岳修験学会 顧問	歴史地理学	知足 美加子	九州大学 芸術工学研究院 教授	美術・彫刻

評価軸②-1

重点区域における良好な景観を形成する施策

	評価対象年度	令和3年度
項 目	現在の状況	
景観法に基づく景観行政団体への移行・景観計画の策定	<input type="checkbox"/> 実施済 <input checked="" type="checkbox"/> 実施中 <input type="checkbox"/> 未着手	

計画に記載している内容

本町の山間地域は英彦山をはじめとする豊かな自然に囲まれた集落景観、麓の添田駅周辺は中低層の市街地景観が形成されており、引き続きこれらの景観を維持していく。
 特に、重点区域として設定されている英彦山区域や添田本町等区域は、脈々と受け継がれてきた固有の景観を後世に継承していくため、歴史・文化を尊重した景観形成を図ることが求められる。
 そのため、景観行政団体へ移行するとともに、景観法に基づく景観計画の策定を計画期間内に検討する。

定性的・定量的評価

「景観計画」の策定に向けて、関係課長による「庁内検討委員会」及び係長による「庁内検討研究会」を立ち上げ、全体会議やそれぞれの委員会で検討・研究を行った。
 なお、その検討・研究結果に基づき、令和4年度から「景観計画」を策定できるよう県との協議により、令和4年2月4日に景観行政団体に移行した。

進捗状況 実施・検討にあたっての課題と対応方針

<input checked="" type="checkbox"/> 計画どおり進捗している <input type="checkbox"/> 計画どおり進捗していない	
--	--

状況を示す写真や資料等

庁内検討委員会等の設置及び検討状況		開催日	会議名	検討内容等																
<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <th>庁内委員会 委員</th> <th>庁内研究会 研究員</th> </tr> <tr> <td>副町長</td> <td></td> </tr> <tr> <td>総合企画財政課長</td> <td>政策企画係長 予算二係長</td> </tr> <tr> <td>総務課長</td> <td>総務係長</td> </tr> <tr> <td>地域産業推進課</td> <td>農業振興係長 林業振興係長</td> </tr> <tr> <td>道路整備課長</td> <td>道路河川係長 用地維持係長</td> </tr> <tr> <td>住環境整備課長</td> <td>住宅管理係長 建築係長</td> </tr> <tr> <td>まちづくり課長</td> <td>観光振興係長 歴史文化財係長</td> </tr> </table>	庁内委員会 委員	庁内研究会 研究員	副町長		総合企画財政課長	政策企画係長 予算二係長	総務課長	総務係長	地域産業推進課	農業振興係長 林業振興係長	道路整備課長	道路河川係長 用地維持係長	住環境整備課長	住宅管理係長 建築係長	まちづくり課長	観光振興係長 歴史文化財係長				<ol style="list-style-type: none"> 「第2期歴まち計画」、「添田町景観計画(仮称)」策定に向けた説明 庁内検討委員会等設置要綱(案)の検討 今後(当面)のスケジュール
庁内委員会 委員	庁内研究会 研究員																			
副町長																				
総合企画財政課長	政策企画係長 予算二係長																			
総務課長	総務係長																			
地域産業推進課	農業振興係長 林業振興係長																			
道路整備課長	道路河川係長 用地維持係長																			
住環境整備課長	住宅管理係長 建築係長																			
まちづくり課長	観光振興係長 歴史文化財係長																			
		R3. 8. 4	庁内全体会議																	
		9. 3	庁内研究会	<ol style="list-style-type: none"> 添田町の景観に関する取り組みの確認 庁内検討委員会等設置要綱(案)の検討 景観行政団体の移行に伴う「協議書(案)」の確認 課題及び検討事項に係る検討進め方及びスケジュール 																
		9. 27	庁内全体会議	福岡県まちづくり専門家派遣制度を活用した専門家による『景観計画の概要』講義																
		10. 7	庁内委員会	<ol style="list-style-type: none"> 庁内検討委員会等設置要綱(案)の検討 景観行政団体の移行に伴う「協議書(案)」の確認 課題及び検討事項に係る検討進め方及びスケジュール 																



専門家による『景観計画の概要』講義(R3.9.27開催)

評価軸③-1

歴史的風致維持向上施設の整備及び管理に関する事項

	評価対象年度	令和3年度
項 目		現在の状況
英彦山神宮参道保存整備事業 ・ 英彦山神宮参道修景整備事業		<input type="checkbox"/> 実施済 <input checked="" type="checkbox"/> 実施中 <input type="checkbox"/> 未着手

事業期間 平成29年度～令和5年度

支援事業名 社会資本整備総合交付金(街なみ環境整備事業)

計画に記載している内容

【英彦山神宮参道保存整備事業】
 町道英彦山線である英彦山神宮参道の石段や石塔等の工作物の保存整備を行う。
 また、これらの保存に影響を及ぼす、参道沿いなどにあるツツジ等の樹木の間伐を行うとともに、小広場の整備を行う。

【英彦山神宮参道修景整備事業】
 英彦山神宮参道にあり、景観を阻害している水道パイプの地中化や歴史的景観を尊重した色彩を用いた消火設備に修景整備する。

定性的・定量的評価

工事内容については、予定どおり施工(8/24～R4.1/17)。
 町道との接合交差点の石張・型押しコンクリート舗装により、更に参道の雰囲気をもたせることができた。

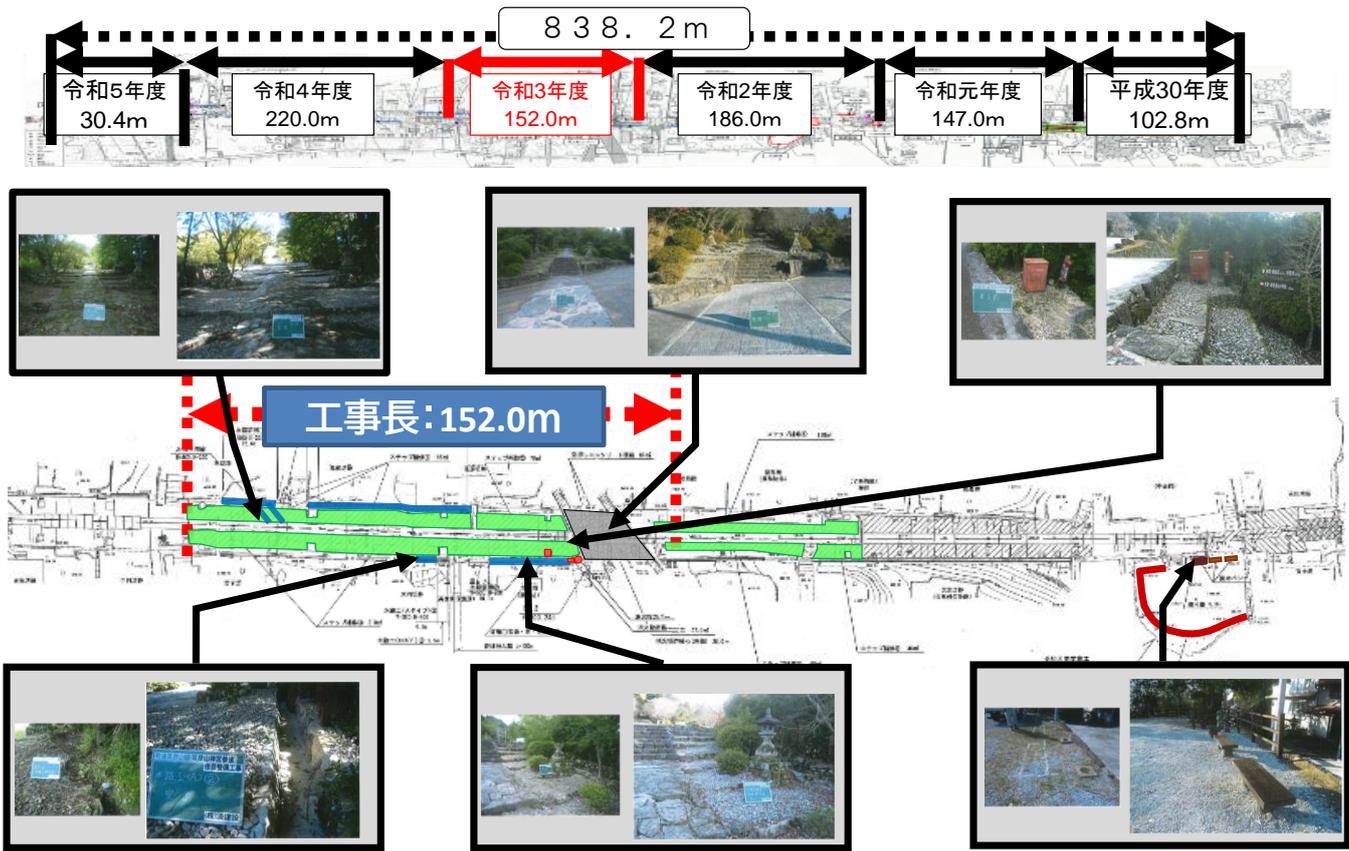
町道英彦山線整備工事	水路工L=53.2m ステップ補修 A=775㎡ 石張舗装 A=40.1㎡ 地先境界縁石L=26.5m 型押しコンクリート舗装 A=107.0㎡
町道英彦山線ストリートファニチャー整備事業	消火栓カバーN=1基 消火栓塗装 N=1基 灯籠積直し N=1基 擬木柵設置 L=60.0m 擬木ベンチ N=3基

進捗状況 実施・検討にあたっての課題と対応方針

計画どおり進捗している
計画どおり進捗していない

状況を示す写真や資料等

本年度工事長 約152.0m【総工事完了(R3を含む)長:587.8m、完了延長/全体(838.2m)割合:70.13%】



評価軸③-2

歴史的風致維持向上施設の整備及び管理に関する事項

	評価対象年度	令和3年度
項 目	現在の状況	
中島家住宅保存修理事業	<input type="checkbox"/> 実施済 <input checked="" type="checkbox"/> 実施中 <input type="checkbox"/> 未着手	

事業期間	平成29年度～令和5年度
支援事業名	国宝重要文化財等保存・活用事業費補助金
計画に記載している内容	重要文化財に指定されている主屋の保存修理を実施する。また、耐震診断を実施の上、必要に応じて耐震補強を実施する。

定性的・定量的評価

保存修理工事は、耐震診断による耐震補強を含めて予定どおり令和3年12月27日に竣工し、年度末に、保存修理工事の様子・状況などを後世に伝えるための「保存修理工事報告書」の刊行した。
 本来であれば、大々的に竣工式を挙行したいところであるが、コロナ感染状況を鑑み、関係者・地元住民のみで令和4年1月30日(日)に挙行。
 なお、2/1(火)～15(火)の午後、それ以降の当分の間の週末に、文化財意識の向上のために無料開放を行った。

進捗状況	実施・検討にあたっての課題と対応方針
<input checked="" type="checkbox"/> 計画どおり進捗している <input type="checkbox"/> 計画どおり進捗していない	

状況を示す写真や資料等

『国指定重要文化財 中島家住宅』の復原内容

(主屋1階(左:復原前、左:復原後))



場 所	変更点	備考
①台所	撤去	昭和30年代に増改築
②茶室	撤去	大正時代頃の増築
③倉庫	撤去	後の造作と判明
④玄関	3枚ガラス戸→1枚板戸	痕跡調査に基づく変更
⑤おみせ西面	格子戸→吊上げ板戸	
⑥おみせ	6畳→8畳	
⑦なかの間	8畳→6畳	



R4.1.30竣工式の様子(テープカット)



保存修理工事を終えた「国指定重要文化財 中島家住宅」



主屋 1階の内部(土間から仏間方面)

評価軸③-3

歴史的風致維持向上施設の整備及び管理に関する事項

	評価対象年度	令和3年度
項 目		現在の状況
中島家住宅活用整備事業(添田本町等地区憩い広場整備事業)		<input type="checkbox"/> 実施済 <input checked="" type="checkbox"/> 実施中 <input type="checkbox"/> 未着手

事業期間 平成27年度～令和5年度

支援事業名 社会資本整備総合交付金(街なみ環境整備事業)

計画に記載している内容 策定した保存活用計画に基づき、文化財未指定の蔵や庭園等と併せて、駐車場等の便益施設の整備を実施する。また、円滑な公開活用のために、施設説明板等の整備とパンフレットの作成も併せて行う。

定性的・定量的評価

重点地区のひとつに位置付けている『添田本町等地区』において、中島家住宅の見学者や街並みを散策する観光客や周辺住民のために、平成27年8月に取得した用地に憩い広場(小公園)を整備するにあたり、測量設計業務委託を10/26に契約締結し、現地の詳細測量と併せ、周辺街並みや完成した「中島家住宅」との連動性を保つためのデザイン等の検討を行った。

進捗状況 実施・検討にあたっての課題と対応方針

計画どおり進捗している
計画どおり進捗していない

状況を示す写真や資料等

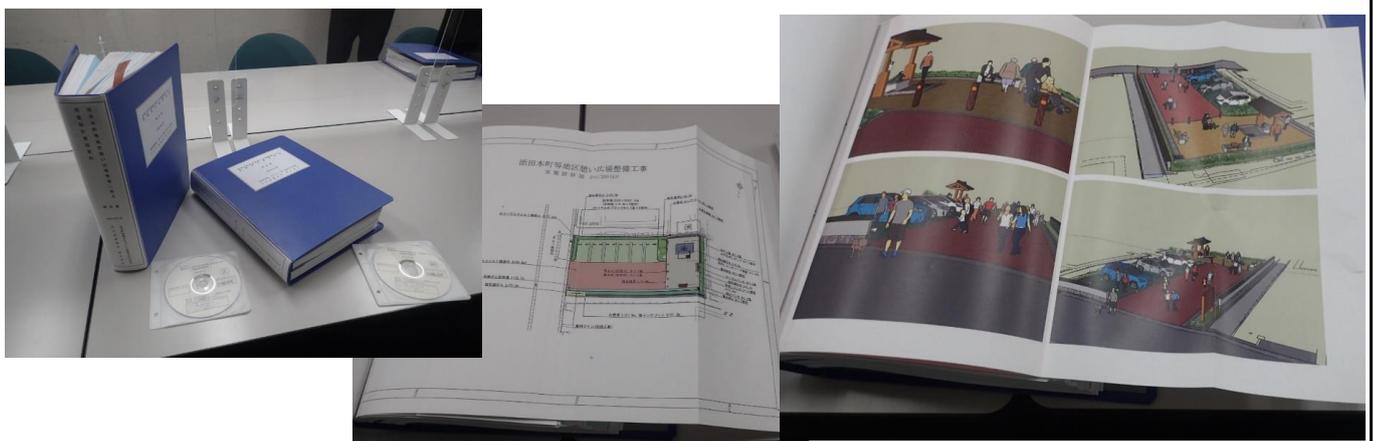
施設イメージ4



添田本町等地区憩い広場 平面計画図比較表

計画案	第A案	第B案
計画平面図		
整備の方針	①計画地の約2/3を駐車場として整備する ②計画地の約1/3を公園(休憩所)として整備する ③既存の井戸は改修(手押しポンプを設置)し、散水等に利用させる ④敷地の外周にはフェンスや人止め防護柵等の人止め柵は設置しない(それに代わるものを提案する)	
駐車場	通路幅W=6.0m 駐車場規格2.5m×5.0m 6.0台 90度バック駐車 北側	通路幅W=6.0m 駐車場規格2.5m×5.0m 6.0台 90度バック駐車 北側
公園(休憩所)	①駐車場と公園(休憩所)との区分は植樹帯と車止めを設置 ②ベンチ付きの休憩舎(3.0×3.0m)を設置 ③井戸の改修(手押しポンプを設置し、排水は南側側溝)	①駐車場と公園(休憩所)との区分は植樹帯と車止めを設置 ②ベンチ付きの休憩舎(5.0×5.0m)を設置 ③井戸の改修(手押しポンプを設置し、排水は南側側溝) ④北側にベンチを設置
植樹帯	①駐車場の外周は低木や地被類、生垣を計画 ②公園(休憩所)の外周は低木、地被類、高木(常緑広葉樹・落葉広葉樹)を植栽し、四季の変化を感じられる公園とする	①駐車場の外周は低木や地被類、生垣を計画 ②公園(休憩所)の外周は低木、地被類、高木(常緑広葉樹・落葉広葉樹)を植栽し、四季の変化を感じられる公園とする

検討中の測量設計に係る検討資料



添田本町等地区憩い広場整備に係る測量設計業務委託の成果
 (左:測量設計報告書、中:実施設計図、右:イメージパース)

評価軸③-4

歴史的風致維持向上施設の整備及び管理に関する事項

	評価対象年度	令和3年度
項 目	現在の状況	
中村家住宅保存活用整備事業	<input type="checkbox"/> 実施済 <input checked="" type="checkbox"/> 実施中 <input type="checkbox"/> 未着手	

事業期間 平成31年度～令和5年度

支援事業名 社会資本整備総合交付金(街なみ環境整備事業)

計画に記載している内容 町が所有(平成23年取得)する「町指定文化財 中村家住宅」を、歴史的風致形成建造物に指定し、保存修理や公開活用のための整備を実施する。
また、円滑な公開活用のため、施設説明板等の整備とパンフレットの作成も併せて行う。

定性的・定量的評価

単に歴史的建造物として公開するだけでなく民間事業者による活用を目指し、「サウンディング型市場調査」～「公募型プロポーザル方式」手続きを経て借受候補事業者を選定したが、締結に向けての協議開始直後に飲食を担う人材が撤退したことにより、目標達成に向け継続協議を行っていた『中村家住宅』について、借受候補事業者においては飲食を担う人材の確保を図ったものの、長期間の運営と安定経営が見込めるが期待できる人材を確保することが出来なかった。
また、令和2年度の測量調査時に、躯体にも劣化が及んでいることが判明していたが、それ以後も降雨ごとに損傷が進行しており、より高額な保存修理工事費用が必要であり、それに比例して賃料も結果的にも高額化となることが容易に想像された。
以上のとおり、町・借受候補事業者における協議の結果、安定した長期間の運用が見込める飲食を担う人材の確保が出来ず、かつ提案どおりの活用が実現できた場合であっても、必要となる保存活用整備に係る費用を考慮すると、費用対効果は低く、本件における賃貸借契約の締結は困難であるとの判断に至った。

進捗状況	実施・検討にあたっての課題と対応方針
------	--------------------

<input type="checkbox"/> 計画どおり進捗している <input checked="" type="checkbox"/> 計画どおり進捗していない	今後、「町指定文化財 中村家住宅」の保存に向けた補修の実施について検討を行う。 併せて、「国指定重要文化財 中島家住宅」の管理・活用を担っていただける事業者の選定ができた場合にあっては、当該事業者と「中村家住宅」の費用を抑制した活用についても協議を併用して行うなど、今後も「町指定文化財 中村家住宅」の活用に向けた検討を継続する。
--	--

状況を示す写真や資料等

日時	協議内容
9月2日 14:00～14:30	<ul style="list-style-type: none"> 福岡市の若い女性と中村家の話をし、その方が興味を持っている。ざっくりとこんなことをしたいということをもとめてもらったので、資料をもって来た。 今後、様々な条件等を詰めていくが、町としてこの提案はどうか。
10月29日 9:00～10:00	<ul style="list-style-type: none"> 飲食店として活用する場合は、駐車場は必須。東側(岩石山方面)の武道館横の里道を活用した進入路・駐車場を整備して欲しい。 ➢整備する場合は、家賃に反映せざるを得ない。進入路等の整備費が不明であり、整備するver・しないverなど色んなパターンをお示ししたいので、時間をいただきたい。
12月7日 9:00～9:45	<ul style="list-style-type: none"> ➢要望としては、主屋については、土間部を活用したそば店による活用。 ●その結果を以って活用希望業者に伝える。大金をかけて長続きしないことは避けたいため、お互いの意見を伝えることが重要。
12月27日 15:00～16:00	<ul style="list-style-type: none"> ●そば店については、長期間担うことは困難なため、川向いの倉庫での子供が遊べる空間への活用のみをしたい。 ➢町としても長期間活用していただけないと大金を懸ける意味が問われるので、それは避けたい。ただ、主屋の活用がなくなることについては懸念であるので検討したい。
12月28日 15:00～15:30	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 中村家の活用を行うべきなのは重々承知しているが、活用に係る費用が多額である ● そのため当面の活用は厳しいが、今後、活用する場合に備え、台風で瓦礫が飛ぶなど、近隣住民に迷惑をかけるための修理について検討したい。 ● 町の財政についての理解があり町の意見との合致がとれた。

町と借受候補事業者による協議概要

評価軸③-5

歴史的風致維持向上施設の整備及び管理に関する事項

	評価対象年度	令和3年度
項 目		現在の状況
英彦山区域歴史的風致形成建造物修理事業・ 添田本町等区域歴史的風致形成建造物修理事業		<input type="checkbox"/> 実施済 <input checked="" type="checkbox"/> 実施中 <input type="checkbox"/> 未着手

事業期間 平成28年度～令和5年度

支援事業名 町単独事業

計画に記載している内容 英彦山区域・添田本町等区域に所在し、歴史的風致形成建造物の指定方針に基づき指定した「歴史的風致形成建造物」にあって、所有者等において保存修理を実施した場合、その修理に対し助成金を交付し支援する。

定性的・定量的評価

候補建造物所有者と面会した都度、説明・理解を求めてきたが、やはり本町の歴まち計画認定期限が迫っている(R5年度末)ことを理由に理解を得ることが出来なかった。

進捗状況 実施・検討にあたっての課題と対応方針

計画どおり進捗している
計画どおり進捗していない

町としても、歴史的風致維持向上計画の満了が迫っていることから、強く促進できなかったが、今後も継続して、歴史的風致形成建造物の指定について理解を求めていく。

状況を示す写真や資料等

歴史的風致形成建造物の制度のご案内 ～指定編～

1 歴史的風致形成建造物の制度概要

1 歴史的風致形成建造物とは

歴史的風致形成建造物とは、添田町歴史的風致維持向上計画（以下、歴まち計画）における重点区域において、本町の維持向上すべき歴史的風致（歴まち計画の第2章）を構成し、今後も保護を図る必要があると認められる建造物を指定し、支援を行うことを通じて、保護を推進するものです。

歴まち計画は、歴まちづくり法（平成20年施行）に基づき、平成27年5月に国（国土交通省、文化庁、農林水産省）より認定された計画であり、歴史的風致形成建造物は歴まちづくり法第12条第1項に基づき指定されるものです。

指定期間は、歴まち計画に掲載された計画期間内です。

2 指定による支援は

歴史的風致形成建造物に指定されると、次に示すような支援を受けることができます。

■指定に伴う支援内容

○税制面における支援

- ・相続税算定において土地・建物の評価額の30%の控除が可能となります。

○建物等の修理・修景に係る支援

- ・指定された建造物の修理及び修景を行う場合、補助制度を活用することができます。
- ・主に外観を維持するために必要な修理や修景に係る設計費、工事費等について、補助を受けることができます。（詳細は、修理・修景編をご参照ください）

3 指定に伴う義務は

歴史的風致形成建造物の指定は、次に示す「指定対象の要件」及び「指定基準」を満たす建造物を指定します。

■指定に伴う義務の内容

○所有者の管理義務

- ・指定を受けた建造物の所有者及び管理者は、建造物の保全に支障をきたさないよう、適切に管理する義務が生じます。【歴まちづくり法第16条】

○増築等の維持、保全、継承に伴う制約

- ・建造物の増築、改築、移転又は除却を行う場合は、着手する30日前までに、町長に届出が必要となります。町長は、建造物の保全に支障をきたすものであると認められた場合は、設計の変更等の措置を講ずべきことを勧告する場合があります。【歴まちづくり法第15条】
- ・建造物の所有者が変更になった場合、新たな所有者は、町長に届出が必要です。

1

歴史的風致形成建造物の制度のご案内(案) ～修理・修景編～

1 歴史的風致形成建造物の修理・修景の補助制度について

1 修理・修景について

歴史的風致形成建造物の修理・修景をする際は、歴まちづくり法に基づき、増築等に着手する30日前までに現状変更の届出を町に提出する必要があります。また、修理・修景にあたっては、修理・修景に伴う費用に対する補助制度があります。

歴史的風致形成建造物の修理、修景に係る補助制度を活用する際は、下記に示す基準に適合するとともに、次ページ以降の手続きに沿ってお願いします。なお、補助金の補助対象及び交付率、限度額は4ページに示す通りです。

2 歴史的風致形成建造物の修理、修景の基準

歴史的風致形成建造物の修理、修景に係る補助制度を活用する際は、下記に示す基準に適合させてください。

表 修理・修景基準

補助対象物件	項目	修理、修景基準	
歴史的風致形成建造物	県指定文化財、町指定文化財	位置	<ul style="list-style-type: none"> ・履歴に基づいた現状維持又は復原修理とする ・既存の部材はできる限り保存する
		構造・規模	
		意匠	
	未指定文化財【指定基準A】	屋根	<ul style="list-style-type: none"> ・履歴に基づいた現状維持又は復原修理を基本とする ・既存の部材はできる限り保存する
		仕上（素材・色彩）	
		位置	
	未指定文化財【指定基準B、C】	位置	<ul style="list-style-type: none"> ・履歴に基づいた建築物の配置とする ・不明な場合は、伝統様式に準じたものとする ・履歴に基づいた構造・規模を基本とする ・不明な場合は、伝統様式に準じたものとする ・履歴に基づいた意匠を基本とする ・不明な場合は、伝統様式に準じたものとする ・履歴に基づいた屋根形状を基本とする ・不明な場合は、伝統様式に準じたものとする ・履歴に基づいた意匠を基本とする ・不明な場合は、伝統様式に準じたものとする
		構造・規模	
		意匠	
		屋根	
仕上（素材・色彩）			
位置			
構造・規模			
修景建造物	位置	<ul style="list-style-type: none"> ・伝統様式に準じたものとする ・伝統様式に準じたものとする ・伝統様式に準じたものとする ・伝統様式に準じたものとする ・伝統様式に準じたものとする ・伝統様式に準じたものとする ・伝統様式に準じたものとする 	
	構造・規模		
	意匠		
	屋根		
	仕上（素材・色彩）		
	門・塙		
	庭園		
工作物等	門、塙等	<ul style="list-style-type: none"> ・伝統様式に準じたものとする ・伝統様式に準じたものとする ・伝統様式に準じたものとする 	
	その他工作物、屋外広告物等		
	位置		

1

指定に係る説明リーフレット(左:指定編、右:修理・修景編)

評価軸③-6

歴史的風致維持向上施設の整備及び管理に関する事項

項 目	評価対象年度	令和3年度 現在の状況
公共施設修景整備事業		<input type="checkbox"/> 実施済 <input checked="" type="checkbox"/> 実施中 <input type="checkbox"/> 未着手

事業期間	平成29年度～令和5年度
支援事業名	町単独事業
計画に記載している内容	特徴的なデザインで、周囲の景観を阻害しているスロープカー花駅(旧英彦山小学校校舎)について、周辺景観と調和した材料・色彩で覆う等の修景整備を行う。

定性的・定量的評価

現在、スロープカーの運行区間についても検討がなされており、当該施設全体の最終的な活用・運用方針が定まっていないため、本事業の実施の検討に至ることができなかった。

進捗状況	実施・検討にあたっての課題と対応方針
<input checked="" type="checkbox"/> 計画どおり進捗している <input type="checkbox"/> 計画どおり進捗していない	

状況を示す写真や資料等

The image contains three main parts:

- Top Left:** A photograph of the slope car station building and tracks, enclosed in a red border.
- Top Right:** A site map showing the area around the station, including the '英彦山神宮奉幣殿' (Inahiyama Shrine), '修験道館' (Shūgen-dōkan), and '神駅' (Kōri Station). It also lists various trees like 'モクセイ' (Mokusei) and 'ヒコサンヒメシヤラ' (Hikosan Himeshara).
- Bottom:** A larger site map showing the '花駅' (Hanaka Station) and '幸' (Kōri Station) with a red circle and arrow pointing to the suspension of service. A text box states: '現在、コロナ予防対策として、当分の間、花駅～幸駅の運行休止(車両小型による密回避のため)'. Below this, it notes '幸駅から神駅へは、直連ではなく花駅で乗り換えになります。' (From Kōri Station to Kōri Station, it is not a direct connection but requires a transfer at Hanaka Station).

スロープカーの運行区間(スロープカーホームページより)

評価軸③-7

歴史的風致維持向上施設の整備及び管理に関する事項

	評価対象年度	令和3年度
項 目		現在の状況
案内板等整備事業		<input type="checkbox"/> 実施済 <input checked="" type="checkbox"/> 実施中 <input type="checkbox"/> 未着手

事業期間 平成27年度～令和5年度

支援事業名 社会資本整備総合交付金(街なみ環境整備事業)

計画に記載している内容 歴史的建造物等に設置されている案内板や誘導サインのうち、経年劣化等により風情・景観を阻害しているサインを除去するとともに、未設置の資源及び交通結節点等に、デザイン方針に基づいた案内板等を設置する。

定性的・定量的評価

当初、設置2ヶ所・撤去1ヶ所を予定していたが、秋の行楽期におけるスロープカー周辺の混雑を鑑みて、スロープカーへの誘導サインの優先度が高いと判断し、スロープカー幸駅入口とスロープカー花駅付近の参道沿いサインを前倒し施工した。

進捗状況 実施・検討にあたっての課題と対応方針

計画どおり進捗している
計画どおり進捗していない

状況を示す写真や資料等

令和3年度施工箇所

種別	箇所数	施工箇所
設置	3か所	憩い広場(富士屋前)、スロープカー幸駅 入口、スロープカー花駅付近参道
撤去	2か所	スロープカー幸駅 入口、添田公園 展望台付近

H27～R3分の進捗率 78.57% 55ヶ所(設置:27+撤去:28)/計画:70ヶ所(設置・撤去)



評価軸③-8

歴史的風致維持向上施設の整備及び管理に関する事項

	評価対象年度	令和3年度
項 目	現在の状況	
普及啓発イベント事業	<input type="checkbox"/> 実施済 <input checked="" type="checkbox"/> 実施中 <input type="checkbox"/> 未着手	

事業期間	平成26年度～令和5年度
支援事業名	町単独事業
計画に記載している内容	本町に点在する歴史文化遺産に対する認識向上と併せて、歴史文化遺産を活かしたまちづくりや歴史的風致維持向上計画の推進のため、勉強会や講演会等を開催する。

定性的・定量的評価

福岡県における「緊急事態措置」や「まん延防止措置」を繰り返している状況が続き、『歴史的風致報告会』については、参加者等の安全を考慮し断念したが、「歴史的風致維持向上計画」の令和2年度の進捗評価は、例年どおり町ホームページへの掲載により周知を図った。
 また、中島家住宅保存修理工事についても、同様に『中島家だより』と題して、町HP・広報誌への掲載により工事の進捗状況を報告した。
 なお、令和3年12月の竣工後、関係者と周辺の方だけに参加を制限しながらも、竣工式を挙行するとともに、一般公開の開始により、中島家住宅の周知を図っている。

進捗状況	実施・検討にあたっての課題と対応方針
<input type="checkbox"/> 計画どおり進捗している <input checked="" type="checkbox"/> 計画どおり進捗していない	昨年に引き続き、コロナウィルスの蔓延状況から、歴史・文化に関するイベントだけでなく、町の行事・イベントのほとんどが中止となった。 今後も、コロナ禍での生活・コロナとの共存を余儀なくされるため、歴史・文化及び歴史的風致維持向上計画に対する認識向上の取り組み手法等を検討する必要がある。

状況を示す写真や資料等



平成28年度から取り組んできた国指定重要文化財中島家住宅の保存修理工事が完了しました。今回の工事の目的は「文化財」としての歴史・文化遺産である中島家住宅を最大限に活用し、建物と周囲の環境を一体として、社員の皆さんに紹介し、歴史・文化遺産の魅力を伝えることでした。また、建物の保存は江戸時代頃の原状を再現するだけでなく、当時の生活様式を体験できる空間となりました。

【文化財の概要】

指定名称	中島家住宅 (昭和52年1月28日指定)
主 屋	切妻造り・桁行18.947m・梁間12.593m 平面積：213.560㎡、屋根面積：323.321㎡
縁 土	切妻造り・桁行12.821m・梁間6.454m 平面積：82.750㎡、屋根面積：126.605㎡
西 蔵	切妻造り・桁行8.136m・梁間6.678m 平面積：59.168㎡、屋根面積：89.504㎡
中 門	切妻造り・軒深さ5.347m、屋根面積：7.750㎡
塀	長さ30.043m

【工事概要】

期 間	平成29年1月27日～令和3年12月27日
総事業費	468,528千円 町単独：304,541千円 県補助：163,987千円
施 工 者	株式会社 藤田建設株式会社 (大分県日田市)
設計監理	公益社団法人 文化財建造物保存技術協会
管理方針	主要な部分の修理（一部解体）と、そのほかの現状維持
修 理 内 容	主 屋 半解体修理（一部の部材を解体して行う修理） 西蔵蔵 屋根葺き（部分）・部分修理（木部、壁などの一部修理） 西蔵蔵 屋根葺き（部分）・部分修理（木部、壁などの一部修理） 中 門 解体修理 塀 解体修理（一部）

【文化財の保存修理工事】

一般的に修理工事は全く異なり、建物の解体では部材を一つずつ丁寧に取り出し、再利用できる部材は番号を付けてから取り出します。この作業は工事期間を考えると非常に大変ですが、建物の組立てにおいて部材を再利用することで、長い年月をかけて築かれた部材の持つ歴史・文化遺産を伝えることにもつながります。また、中島家では解体に約2年かかり、組立てに約3年を要し、屋根瓦の葺き替えや腐った木部を交換するなどの作業も必要です。また、今回の保存修理工事を通じて、中島家は建てられた当初より機能設計が行われていたことがわかり、建築当時の姿に戻す修理工事にも取り組まれました。

【工事進捗】

平成28～29年度	主屋の解体・調査
～平成30年5月	主屋の現状調査の検討・申請書の提出（7月末、許可）
9月末	一部組立工事着手
10月～	木部補修・基礎調査・玉石据付
平成31年1月～	木部下屋組立
4月～	左蔵小間補修・調査
令和元年8月～	屋根瓦葺き
10月～	左蔵大間補修・調査
～令和3年6月	木部造作・左蔵外壁仕上げ・建築
令和3年7月～	基礎調査・外構・仕上・組立
～令和3年11月	中門・竣工完了

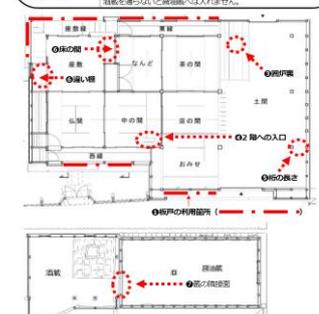
【主な建築工事】

種 別	内容	備考
①土留	調査	昭和30年代に増築されたもの
②土留	調査	大正時代頃の築造と判明（調査結果）
③土留	調査	築造時期と判明（調査結果）
④土留	3枚ガラス戸→1枚戸	視界確保に基づく変更
⑤土留	格子戸→上上げ戸	
⑥土留	6畳→8畳	
⑦土留	8畳→6畳	視界確保により隣社への配慮が必要

【中島家の七不思議】

江戸時代頃の住宅に戻したため、現在では考えづらいものもいくつかあります。「今」と「昔」の生活様式の違いを体験してみてください。

- ①土留・土留 主屋の土留には透かしが施されています。
- ②土留 土留の中央には透かしが施されています。
- ③土留への入口 2階建てへの入り口は、2階建てを少しだけ高めています。
- ④土留・土留の長さ 土留の長さが異なるのは、当時の生活様式によるものです。
- ⑤土留の入り口 本来「土留」と「土留」は隣同士ですが、斜めに位置しています。
- ⑥土留の入り口 土留と土留の間に透かしが施されています。透かしを通らないようになっています。



中島家だより(令和3年冬号)【抜粋】



竣工式の様子(令和4年1月30日(日)開催)

評価軸③-9

歴史的風致維持向上施設の整備及び管理に関する事項

	評価対象年度	令和3年度
項 目	現在の状況	
歴史的古文書保存活用事業	<input type="checkbox"/> 実施済 <input checked="" type="checkbox"/> 実施中 <input type="checkbox"/> 未着手	

事業期間 平成28年度～令和5年度

支援事業名 町単独事業

計画に記載している内容 文化財に指定されていない古文書等の補修を行うとともに、デジタルデータ化し後世への継承と歴史文化遺産を活かしたまちづくりに活用を図る。

定性的・定量的評価

庁内におけるニーズについて聞き取り調査を行った結果、他所管業務においてニーズが高いことが判明。しかし、大小様々なサイズ(4～12畳)ではあるものの、27枚もあるため、業務に必要な大絵図からの実施に向けて、内部協議・調整に時間を要している。

進捗状況	実施・検討にあたっての課題と対応方針
<input type="checkbox"/> 計画どおり進捗している <input checked="" type="checkbox"/> 計画どおり進捗していない	年々劣化・損傷が進行しているため早急な実施が必要であるが、費用面を考慮し、早急な着手に向け、必要性の高い大絵図の選定など優先順位について調整を行う。

状況を示す写真や資料等



大絵図の状況

- 左上:大絵図の巻数調査
- 上:劣化状況調査
- 左:サイズ確認

評価軸③-10

歴史的風致維持向上施設の整備及び管理に関する事項

項目		評価対象年度	令和3年度 現在の状況
民俗芸能文化財等伝承支援事業・まちづくり団体育成支援事業・ まちづくり団体設立支援事業			<input type="checkbox"/> 実施済 <input checked="" type="checkbox"/> 実施中 <input type="checkbox"/> 未着手

事業期間 平成27年度～令和5年度

支援事業名 社会資本整備総合交付金(街なみ環境整備事業)

計画に記載している内容

【民俗芸能文化財等伝承支援事業】
 神幸祭等の祭礼や神楽等の伝統芸能を行っている活動団体に対して、活動の維持や後継者育成に資する活動経費に対し、助成金を交付し支援する。

【まちづくり団体育成支援事業】
 本町に点在する歴史文化遺産の保存ための活動や、歴史文化遺産を活用した活動を実践している団体に対し、活動経費を助成することにより、保護・活用の取り組みを推進・支援する。

【まちづくり団体設立支援事業】
 歴史文化遺産を活かしたまちづくりを推進するには、行政の取り組みだけでなく地域住民等との協働による取り組みが必要不可欠であるため、歴史文化遺産の保存・活用に係る文化財保護・まちづくり団体の設立を支援する。

定性的・定量的評価

「まちづくり団体設立支援事業」は、平成27～29年度で実施済みであり、「民俗芸能文化財等伝承支援事業」「まちづくり団体育成支援事業」とも、事前の補助金活用要望調査を行ったものの、要望がなかったため、本年は事業実施はなかった。ただ、「まちづくり団体設立支援事業」で設立され、前年度まで「まちづくり団体育成支援事業」を活用していた『英彦山門前同好会』は、「ひこさん山伏の里探訪」「参道マルシェ」や「参道・空き坊舎の清掃」に取り組んでいただいている。

進捗状況 実施・検討にあたっての課題と対応方針

計画どおり進捗している
計画どおり進捗していない

状況を示す写真や資料等

英彦山門前同好会の活動内容



ひこさん山伏の里探訪(R3.10.9開催)



秋の坊泊(R3.10.9開催)



参道マルシェ(R3.11.13開催)



評価軸③-11

歴史的風致維持向上施設の整備及び管理に関する事項

項 目		評価対象年度	令和3年度 現在の状況
児童・生徒に対する意識向上推進事業			<input type="checkbox"/> 実施済 <input checked="" type="checkbox"/> 実施中 <input type="checkbox"/> 未着手

事業期間	平成27年度～令和5年度
支援事業名	社会資本整備総合交付金(街なみ環境整備事業)

計画に記載している内容	町内の小・中学校と協力しながら、後世への伝承者である児童・生徒に対し、添田町の歴史や歴史文化遺産に関する授業に取組むためテキストを作成するとともに、授業への学芸員等の派遣や文化財の現地見学等により、本町の歴史文化への意識向上に資する取組みを実施する。
-------------	---

定性的・定量的評価	
平成26年度に作成した歴史テキスト「知ってる 添田町」については、各小学校において授業での利用と併せて、図書館に配備するなど活用されている。 また、町内小学校と連携し、4回(7/16、10/4、11/10、2/9)学芸員による出前授業を行った。	

進捗状況	実施・検討にあたっての課題と対応方針
<input checked="" type="checkbox"/> 計画どおり進捗している <input type="checkbox"/> 計画どおり進捗していない	

状況を示す写真や資料等



左: 重文「旧数山家住宅」



添田小6年(7/16)

右: 重文「英彦山神社奉幣



添田小6年(10/4 県指定「薬師如来坐像」)



落合小3年(2/8 重文「中島家住宅」)

評価軸④-1

文化財の保存又は活用に関する事項

項目		評価対象年度	令和3年度 現在の状況
民間団体への助成・支援			<input type="checkbox"/> 実施済 <input checked="" type="checkbox"/> 実施中 <input type="checkbox"/> 未着手

計画に記載している内容

指定文化財の修理は、文化財保護法や福岡県、添田町の文化財保護条例に基づくとともに、文化庁や福岡県教育委員会、福岡県文化財保護審議会、添田町文化財専門委員会等の関係機関の指導を仰ぎつつ、それらと連携して実施する。また、所有者等の財政的負担の軽減を考慮し、各種補助制度を積極的に活用する。

定性的・定量的評価

【英彦山神宮による上宮修復に係る実施設計に対する支援】

英彦山神宮において、経年劣化や長年の風雨等の被害により損傷が激しい上宮の保存修理に向け、文化庁の補助金を活用し昨年度の基本設計に基づき『上宮実施設計策定事業』に取り組んでおり、町においても、助言とともに添田町文化財保護条例に基づき費用の一部に対して支援を行った。

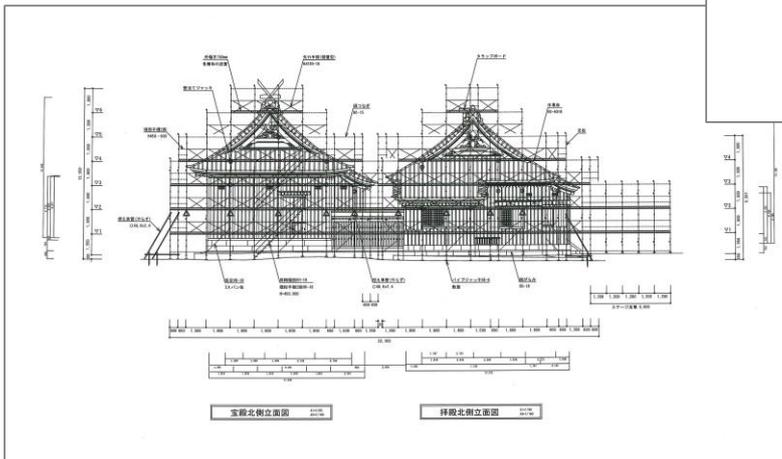
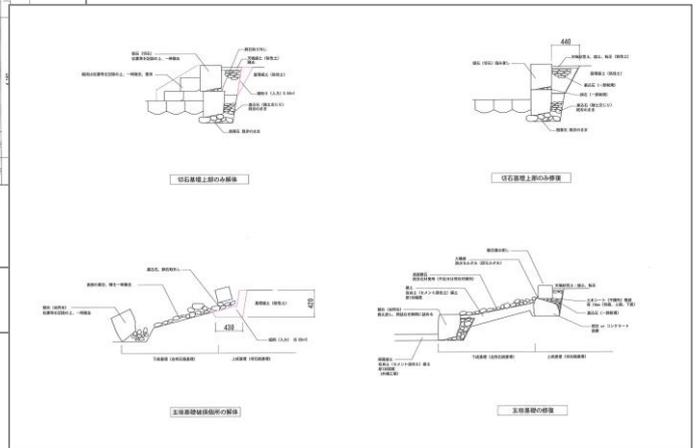
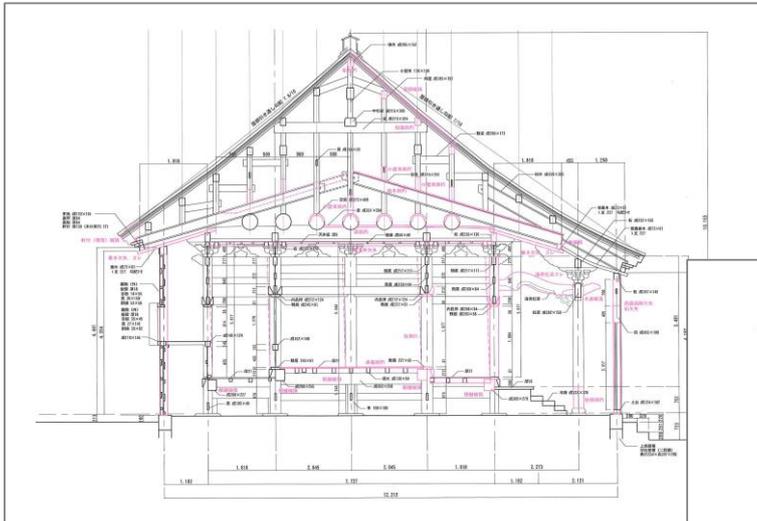
なお、その実施設計においてR2. 9月に、台風により罹災した箇所については、災害対応となるなど、次年度からの保存修理に向けた具体的な設計が行われた。

進捗状況

実施・検討にあたっての課題と対応方針

- 計画どおり進捗している
- 計画どおり進捗していない

状況を示す写真や資料等



英彦山上宮の上宮実施設計に係る図面

- 左上：拝殿 現状断面図
- 右上：拝殿・宝殿 基礎工事図
- 左下：拝殿・宝殿 仮設足場計画図

評価軸④-2

文化財の保存又は活用に関する事項

		評価対象年度	令和3年度
項 目		現在の状況	
民間団体と連携・協力した取組		<input type="checkbox"/> 実施済 <input checked="" type="checkbox"/> 実施中 <input type="checkbox"/> 未着手	

計画に記載している内容
 文化財のうち有形文化財は、経年劣化や災害等の外的要因によりき損したり、き損の進行による滅失をまねく恐れがあることから、日頃の維持管理を含めた予防対策と、き損した場合の適切な修理が求められる。
 また、本町の文化財を保存・活用していくためには、添田町をはじめとする行政機関だけで取り組むことは難しく、地域において文化財の保存・活用に取り組んでいる団体と連携することは必要不可欠である。

定性的・定量的評価

令和3年12月に保存修理工事が竣した「国指定重要文化財 中島家住宅」の適切な管理を担いつつ、指定建造物を含めた建造物と広大な敷地を、受け継がれてきた歴史・想いを多くの方に「伝える」ためには、多くの方に訪れていただくための目的となる新たな魅力(=活用)が必要となり、それには技術・ノウハウと活力を有した事業者による管理・活用が、より効果を高めると考え、活力やノウハウを有した事業者により活用を担っていただけるような仕様の構築するため、『「国指定重要文化財 中島家住宅」等の管理・活用に向けた再サウンディング型市場調査』を実施した。
 また、「国指定重要文化財 中島家住宅」周辺に住む方による「中島家住宅」敷地の草刈りや仮設トイレの管理や、『英彦山門前町同好会』における参道・空き坊舎の清掃など、周辺に住む方・保護団体による活動は活発化しており、今後、より一層の活躍が期待できる。

進捗状況 実施・検討にあたっての課題と対応方針

<input checked="" type="checkbox"/> 計画どおり進捗している <input type="checkbox"/> 計画どおり進捗していない	
--	--

状況を示す写真や資料等



「中島家住宅」のサウンディング型市場調査の様子
 令和4年3月24日開催



文化財保護団体等による指定文化財等の周辺環境整備

左：周辺住民による中島家住宅敷地の草刈り



左：「英彦山門前町同好会」等による英彦山神宮参道の清掃

評価軸⑤-1
効果・影響等に関する報道

報道等タイトル		年月日	掲載紙等
英彦山花ごよみ (カラスウリ・紅葉などの英彦山に自生する植物の話題)		R3. 4/8、5/4、6/5、 7/21、8/23、9/16、11/6	西日本新聞
参道光の道		5/5	西日本新聞
英彦山各所の紹介【ニュースブリッジ北九州】		10/27	NHK総合
財蔵坊の紹介【ふるさと探訪】		12/23	NHK総合
英彦山神宮改修工事に向けて		R4.1/12、1/19	西日本新聞
「国指定重要文化財 中島家住宅」一般公開開始(サウンディング型市場調査の情報提供)		R4.1/28、1/29、1/30、 1/31	毎日新聞、朝日新聞、西日本新聞、読売新聞
「国指定重要文化財 中島家住宅」の紹介【めぐみのフジオ】		2/19	KBCラジオ
「英彦山」の紹介【にっぽん百名山】		2/21	NHK BSプレミアム
歴まちコラム ～歴史と文化のふる里探訪～			
今年度で保存修理工事が完了 地域に尽くした中島家		令和3年4月号	町広報
国指定重要文化財 中島家住宅が12月完成へ		6月号	
中島家に残る画家、吉嗣拝山・梅仙の作品		8月号	
庭師・東森堂が手掛けた中島家庭園		10月号	
中島家住宅 江戸時代の姿へ復原		12月号	
古文書から探る 江戸時代の別府旅行		令和4年2月号	

定性的・定量的評価(自由記述) ※定量的評価は可能な範囲で

令和3年度は、コロナウィルスの蔓延による非常事態宣言等を受けて、町のイベント同様に、神幸祭等の伝統的活動や活動する歴史・文化の保護・活用団体のイベント等も軒並み中止となったことから、新聞等の掲載件数は例年より少なかった。しかし、そのような状況下でありながら、定期的に英彦山に自生する植物の情報が掲載されるとともに、英彦山区域においては、「参道 光の道」や上宮の保存修理工事に向けた取り組みなど多くの話題を取り上げていただいた。また、保存修理工事が竣工した「国指定重要文化財 中島家住宅」の一般公開やサウンディング型市場調査についても新聞各社に掲載いただいた。また、町広報において、本町の歴史・文化を紹介する「歴まちコラム」は、平成27年から隔月で掲載しており、本年度は、「中島家住宅」関連の話題に特化し掲載し、本町の歴史・文化の周知を図った。

進捗状況	実施・検討にあたっての課題と対応方針(自由記述)
<input type="checkbox"/> 計画の進捗に影響あり <input checked="" type="checkbox"/> 計画の進捗に影響なし	

状況を示す写真や資料等

<p>歴まちコラム ～歴史と文化のふる里探訪～</p> <p>国指定重要文化財 中島家住宅が12月完成へ</p> <p>今年度で保存修理工事が完了 地域に尽くした中島家</p>	<p>古文書から探る 江戸時代の別府旅行</p> <p>中島家住宅 江戸時代の姿へ復原</p>	<p>庭師・東森堂が手掛けた 中島家庭園</p>	<p>中島家に残る 画家、吉嗣拝山・梅仙の作品</p>	<p>国指定重要文化財 中島家住宅が12月完成へ</p>	<p>今年度で保存修理工事が完了 地域に尽くした中島家</p>
R4. 2月号	R3. 12月号	10月号	8月号	6月号	6月号

著作権保護のため、新聞記事は掲載していません。

項目

「添田町歴史的風致維持向上計画」掲載事業の進捗状況

計画に記載している内容 (計画に記載なし)

定性的・定量的評価

「添田町歴史的風致維持向上計画」に掲載している21事業の令和3年度末における進捗状況としては、完了事業が5事業、継続事業が14事業、未着手事業が2事業となっている。

進捗状況

- 計画の進捗に影響あり
- 計画の進捗に影響なし

状況を示す写真や資料等

事業名		H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
英彦山神宮参道保存整備事業	計画										
	実績										
中島家住宅保存活用計画策定事業	計画										
	実績	完了									
中島家住宅保存修理事業	計画										
	実績								完了		
中島家住宅活用整備事業	計画										
	実績										
中村家住宅保存活用整備事業	計画										
	実績										
英彦山区域歴史的風致形成建造物修理事業 添田本町等区域歴史的風致形成建造物修理事業	計画										
	実績										
添田公園整備事業	計画										
	実績										
公共施設修景整備事業	計画										
	実績										
眺望広場整備事業	計画										
	実績										
英彦山神宮参道修景整備事業	計画										
	実績										
英彦山地区再興整備方針策定事業	計画										
	実績			完了							
案内板等デザイン方針策定事業	計画										
	実績	完了									
案内板等整備事業	計画										
	実績										
添田本町・岩石山・添田公園周遊マップ作製事業	計画										
	実績		完了								
普及啓発イベント事業	計画										
	実績										
歴史的古文書保存活用事業	計画										
	実績										
民俗芸能文化財等伝承支援事業	計画										
	実績										
まちづくり団体設立支援事業	計画										
	実績										
まちづくり団体育成支援事業	計画										
	実績										
児童・生徒に対する意識向上推進事業	計画										
	実績										

:主体整備実施済
 :間接実施済(活用・助言等)
 :主体整備予定
 :間接実施予定(活用・助言等)

評価対象年度	令和3年度
法定協議会等におけるコメント	
コメントが出された会議等の名称：第16回 添田町歴史的風致維持向上計画推進協議会(書面決議)	
会議等の開催日時：令和4年2月15日付け依頼	
(コメントの概要)	
<p>Q1: 景観計画策定について、行為の制限については十分検討する必要がある。地域をブランディングするという意味で、策定委員に建築家やデザイナーを就任してみてもどうか。</p> <p>Q2: 中島家住宅の庭園整備はいつ頃行われるのか。また、保存活用整備事業については、どのような活用を検討しているのか。</p> <p>Q3: 児童・生徒に対する意識向上推進事業について、出前授業は一つの成果ではあるが、イベント的に行っているのであれば継続されないことが危惧される。「郷土を愛する子どもの育成」が学校教育の重点目標の一つとして挙げられているので、各学校の年間指導計画に位置付けられるように学校・関係課等との連携を密にしていきたい。</p> <p>Q4: 英彦山神宮参道の水路について、今後落葉等への対策は考えているのか。</p>	
コメントが出された会議等の名称：第17回 添田町歴史的風致維持向上計画推進協議会(対面・WEBにて同時開催)	
会議等の開催日時：令和4年5月9日付け依頼	
(コメントの概要)	
<p>Q5: 旧英彦山小学校は英彦山スロープカー駅舎として利用されているが、白く大きく覆われている屋根は英彦山に馴染んでいない。英彦山修験道館の展示物をスロープカー花駅に移動させるという話についての進行状況は。</p> <p>Q6: 中島家の整備に係る令和4・5年の取組予定について教えて欲しい。保存修理工事を終え注目されている中島家や、中村家等を支えた地域の様子等の説明があると更に理解が深まるのではないかと。</p> <p>Q7: 景観計画策定に向けて、住民への説明を行い理解を図ることが重要。</p>	
(今後の対応方針)	
<p>A1・ 景観計画策定時においては、歴史的風致維持向上計画など町に既存する各種計画との関連性を確認しながら A7: 条件等の設定を行うこととしている。景観計画による建物制限等については、過剰になりすぎないように条件付けには十分留意したい。 また、町の魅力ある景観を維持したり、新たな魅力の発見に繋がるように策定委員には各方面での専門家等の方にもご協力いただきたいと思っている。 景観計画策定業務委託事業者選定に向けたプロポーザルを行っており、決定した事業者と連携しながら、都度、住民説明会の開催を予定している。</p> <p>A2・ 中島家住宅においては、まずサウンディング調査として管理・活用案を募集し、サウンディングを経て活用方法 A6: 等を決定した後に、プロポーザル方式で実際に事業者を決定するという2段階方式で取り組んでいくこととしている。 現在、民間の方からの出た再サウンディングの提案を基に、添田町にとってより良い活用となるよう、今後の方向性について検討している。 トイレ・庭園の整備については、令和4年度中の設計、5年度での整備工事を行うために準備しており、その整備と併せて、添田本町の成り立ちや周辺案内を含めた添田本町地区のサイン整備も進めることとしている。</p> <p>A3: 今一度、各学校に対して「出前授業」についての周知を行うとともに、年間指導計画に取組んでため、学校・関係課と連携しながら調整を行っていききたい。</p> <p>A4: 参道は町道でもあるため、道路担当部署による管理が行われているものの、他の町道管理もあるため行き届いていないのが実情である。 そのため、清掃活動に取り組んでいただいている英彦山門前町同好会などの団体や地元住民による清掃活動を、継続して取り組んでもらえるような仕組みを検討していきたい。</p> <p>A5: スロープカー花駅が、英彦山の雰囲気には馴染まないとの住民の意見があることは認識しており、英彦山地区再興整備構想に基に修景整備が行えるよう準備・検討する。 また、英彦山修験道にある展示物の多くが指定文化財であり、移動には所有者の英彦山神宮はもちろんとの協議や文化庁への許可等が必要になるため、手続きを含めた検討を行いたい。</p>	